



第3期幸田町子ども・子育て支援事業計画 概要版

概要版

第3期幸田町 子ども・子育て 支援事業計画

令和7年度～令和11年度

ひろがれ 子育て支援の輪
伸ばそう伸びよう幸田っ子



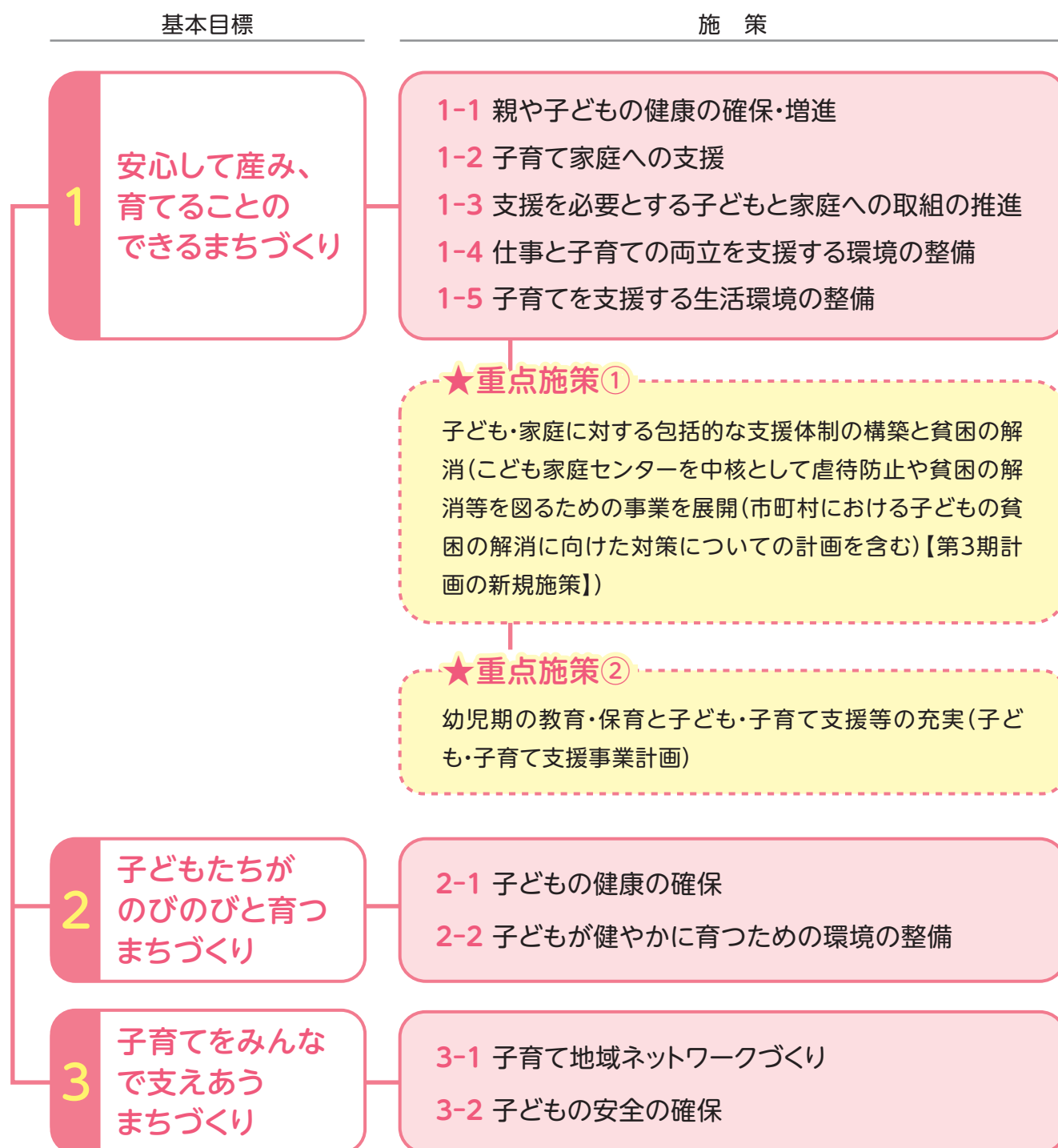
令和7年3月
幸田町

1 計画の基本理念と施策体系

【第3期の基本理念】

ひろがれ 子育て支援の輪 伸ばそう伸びよう幸田っ子

■本町は、新たな計画に基づき、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子ども・子育て支援施策のさらなる充実を図ります。



2 計画の期間

■令和7年度から令和11年度までの5か年

3 計画の対象

- 本計画の対象は、町内の全ての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、子どもは18歳未満を対象としています。
- また、子どもの貧困対策など、一部の施策・事業は、こども基本法第2条第1項に規定する「こども」(心身の発達の過程にある者)を対象としています。

4 計画の性格

- 子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」
- 国の「放課後児童対策パッケージ」に基づく、放課後児童クラブの計画的な整備の方向性を示したもの
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」

5 計画の重点方針

- 子ども・家庭に対する包括的な支援体制の構築と貧困の解消
 - (1)こども家庭センターの設置・運営
 - (2)家庭支援事業等の充実(ヤングケアラーの支援等)
 - (3)子どもの貧困の解消
- 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援等の充実
 - (1)幼児期の教育・保育
 - (2)地域子ども・子育て支援事業

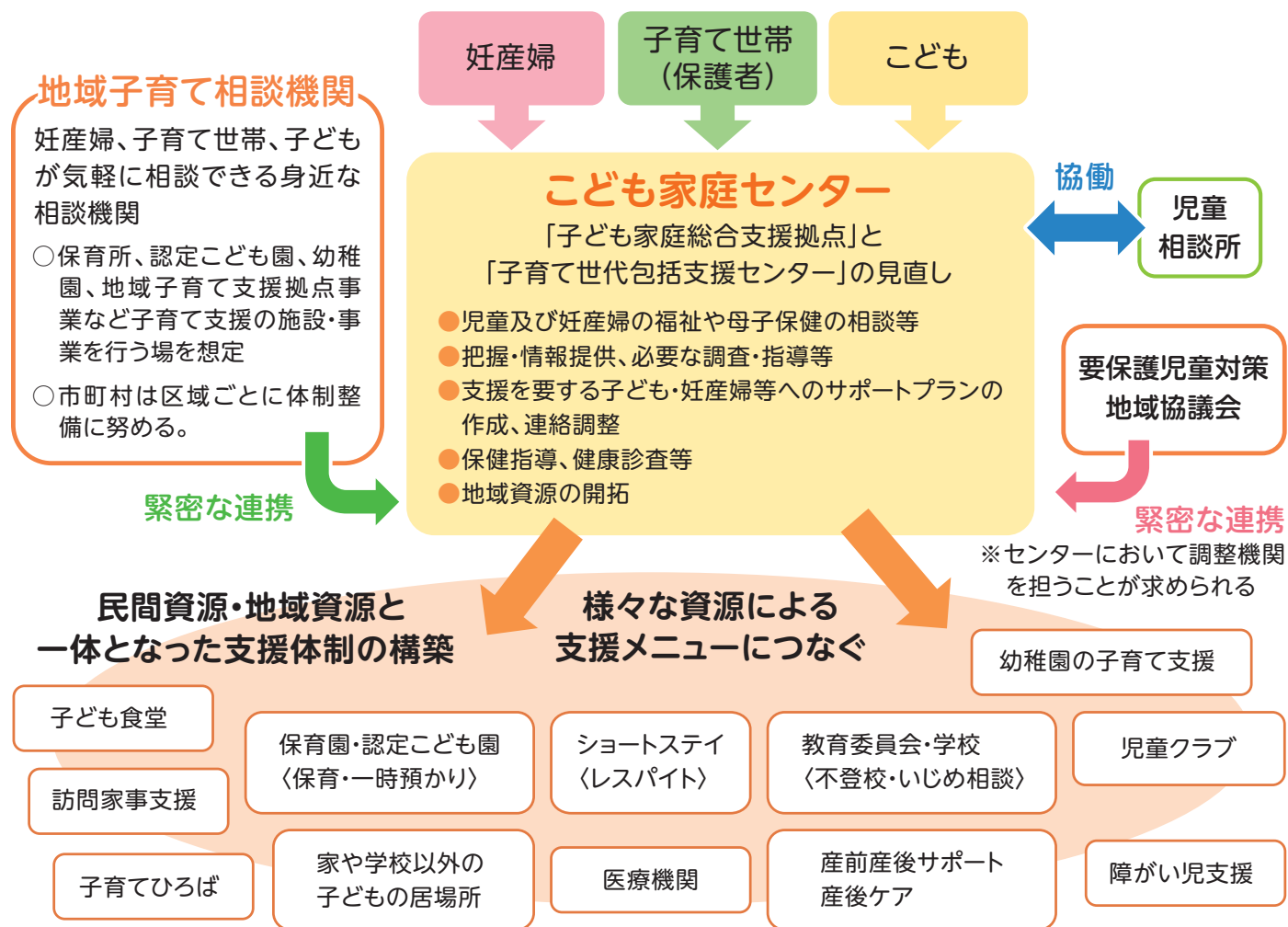


6 子ども・家庭に対する包括的な支援体制の構築と貧困の解消(重点施策①)

(1) こども家庭センターの設置・運営

～こども家庭センター設置による相談支援機能の一体化～

■令和8年度に「こども家庭センター」を設置し、子ども家庭総合支援拠点(子育て支援に関する相談対応や家庭内の問題への相談対応)と子育て世代包括支援センター(妊娠期から出産まで、子育て期までの様々な悩みへの相談対応)の「連携」からより一歩前へ、包括的な相談支援体制を構築します。



(2) 家庭支援事業等の充実(ヤングケアラーの支援等)

■子育て家庭への支援の充実や児童虐待の予防を目的に、子育て世帯訪問支援事業等の実施に向けて、体制の確保に努めます。

■ヤングケアラー(本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと)の問題については、本人や家族に自覚がないことも多い状況があることから、新たに設置するこども家庭センターと地域包括支援センターなどの介護に関する相談窓口のほか、小中学校や地域の関係主体が連携し、相談対応や家庭支援を図ります。

【主要事業の概要と方針】

事業	事業概要
子育て世帯訪問支援事業	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う。
【新規】児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、学習や遊びの場を提供し、支援を包括的に実施する。
【新規】親子関係形成支援事業	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う。
【新規】こども家庭センターの設置	妊娠期から子育て期まで切れ目なく、健康の保持・増進に関する支援のほか、子どもの状況・世帯の状況に応じたソーシャルワークを行う。
ヤングケアラー支援	被介護者の支援とケアを担う子どもの支援を一体的に実施する。

(3) 子どもの貧困の解消(教育支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援)

■本町は、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子どもや子育て家庭が孤立することがないように、教育支援や生活の安定に資するための支援とともに、生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等、関連法制度に基づく支援を一体的に実施します。

【主要事業の概要と方針】

事業	事業概要
幸田町認定こども園等利用者給食費補助金	認定こども園等を利用する児童の属する世帯の家計の負担を軽減することを目的とする。
就学困難な児童への就学補助	経済的理由によって就学が困難な児童・生徒に対し、学用品、給食費などを支給する。
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の自立のため、相談、指導及び助言を行うことを目的とし、ひとり親家庭の親に対する定例相談を行う。
子どもの相談	家庭における子どもに関する悩みや不安を抱えている町民への相談、指導及び助言を行うことを目的とし、「子どもの相談」の定例相談を行う。
生活困窮者自立支援事業	包括的な相談支援や個々の状況に応じた支援(家計改善支援、就労支援等)を行うことにより、自立に向けた支援を行う。
幸田町子ども食堂・未来応援事業補助	原則無償で子どもに食事を提供し孤食の解消や食育の推進及び社会交流の場を提供するなどの活動を継続的にしている子ども食堂に対して、補助金を交付する。
【新規】(仮称)幸田町在宅子育て応援金	在宅子育て家庭へ給付金を支給する。
私立高校授業料補助制度	私立高等学校等に在学している生徒の保護者に授業料を補助する。

7 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援等の充実
(重点施策②)

(1) 幼児期の教育・保育

令和7年度～11年度における幼児期の教育・保育の需要(量の見込み)に対しては、既存の認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業(0～2歳児対象)、認可外保育施設において受け入れを図る計画です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

次の地域子ども・子育て支援事業(市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業)について、既存事業の周知や充実とともに、新規事業については、実施体制の確保に努めます。

【地域子ども・子育て支援事業】

	事業	事業概要
1	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(子育て支援センター等)を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。
5	養育支援訪問事業	要保護児童対策地域協議会で対応された様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行う事業です。
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	事業	事業概要	
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	幼稚園等の預かり保育
			保育園等の一時預かり
9	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。	
10	病児・病後児保育事業	子どもが病気又は病気の回復期にあつて、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。	
11	放課後児童健全育成事業	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育所などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所などの設置又は運営を促進するための事業です。	
14	子育て世帯訪問支援事業	対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。	
15	【新規】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、学習や遊びの場を提供し、支援を包括的に実施する事業です。	
16	【新規】 親子関係形成支援事業	児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。	
17	妊婦等包括相談支援事業	①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。	
18	産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。	
19	【新規】 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる事業です。	